明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○**防衛省令第七号**

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

防衛大臣　稲田　朋美

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「以前であって、再編点数が減少する場合」を「前である場合」に改め、「修正した」を削り、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「修正した」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「修正した」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、修正を行った年度以後の計画点数が、修正前の最後の年度の計画点数の二分の一を下回るときは、修正前の最後の年度の計画点数に二分の一を乗じて得た数値とする。この場合において、修正を行った年度後に計画進捗率が変化するときは、当該変化する年度以後の計画点数は、再編点数から当該変化する年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該変化する年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該変化する年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

別表第八の六の項中「平成三十年度」に改め、同表の七の項中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「平成四十一年度から平成四十三年度まで」に改め、同表の九の項中「平成三十一年度」を「平成四十一年度」に改め、同表の十の項中「平成三十二年」を「平成四十二年度」に、「平成三十三年度」を「平成四十三年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（地方防衛局組織規則の一部改正）

2　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の表平成二十九年三月三十一日までの間の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

告　示

○**内閣府告示第五百四十号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件及び同項第二号の規定に基づき安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（定義）

一　上場株式投資信託　公社債投資信託（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託をいう。次号において同じ。）以外の証券投資信託（同項第十三号に規定する証券投資信託をいう。次号において同じ。）のうち、その受益権が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等（同項に規定する株式等をいう。第五条において同じ。）に該当するものをいう。

二　公募株式投資信託　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が租税特別措置法第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（上場株式投資信託に該当するものを除く。）をいう。

三　上場等株式投資信託及び公募株式投資信託　上場株式投資信託及び公募株式投資信託のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款（当該公募株式投資信託が外国投資信託（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第三条第一項において同じ。）である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）をいう。以下同じ。）において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指数のうち、いずれか一の指数に採用されている資産に投資（当該資産に投資する他の投資信託の受益権又は投資法人（同法第二条第十二項に規定する投資法人及び同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）の投資口（同条第十四項に規定する投資口その他これに類するものをいう。以下同じ。）を直接又は間接に保有する場合を含む。以下同じ。）を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあるもの

ロ　公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、次に掲げる事項の定めがあるもの

(1)　信託財産は別表第一下欄又は別表第二第四欄に掲げる指数（以下「指定指数」という。）のうち、いずれか二以上の指定指数に採用されている資産に投資を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を当該二以上の指定指数の変動率に連動させることを目的とした運用を行う旨

(2)　主たる投資の対象としている資産が次のいずれかに該当する旨

(i)　株式

(i) (ii)　株式及び公社債（所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債をいう。以下同じ。）

(ii)　株式及び不動産投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人で、その規約（同法第六十七条第一項に規定する規約をいう。）においてその資産の総額のうちに占める所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百三十六条第二項第五号ホに規定する不動産等の価額の割合（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第一号ニ(1)において同じ。）の所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第八十一条の五第六項に規定する業務規程において投資口の上場の基準として定められたその投資口を発行した投資法人の資産の総額のうちに占める当該不動産等に相当する部分の価額の合計額の占める割合をいう。）を百分の七十以上とすることとされているもの又はこれに類する投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）の投資口（以下「不動産投資法人の投資口等」という。）

(iv)　株式、公社債及び不動産投資法人の投資口等

(3)　指定指数に採用されている資産に対して投資を行う割合を変更して運用を行う場合においては、当該運用に係る変更が、信託の設定の日以後の信託の計算期間（租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項第三号に規定する信託の計算期間をいう。以下同じ。）の経過に応じて行われること、市況の変化に連動して行われることその他これらに準ずる条件に従って行われる旨

五　海外型インデックス投資信託　指定インデックス投資信託のうち、その委託者指図型投資信託約款において、信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を一致又は連動をさせる対象としている指定指数のうちに別表第一中欄又は別表第二第三欄に掲げる地域の区分が海外等であるものの定めがあるものをいう。

六　国内型インデックス投資信託　指定インデックス投資信託のうち、海外型インデックス投資信託に該当しないものをいう。

七　海外型一般公募株式投資信託　指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託のうち、基準計算期間（信託契約期間の開始の日から第三条第一項に規定する対象商品届出書の提出の日の直前に終了した信託の計算期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）に含まれる各月の末日において投資の対象としていた資産の残高の合計額のうちに国外の資産の残高の合計額の占める割合の平均値が百分の二十以上であるものをいう。

八　国内型一般公募株式投資信託　指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託のうち、海外型一般公募株式投資信託に該当しないものをいう。